農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業実施要領

制 定 元食産第 5915 号

令和2年3月31日

農林水産省食料産業局長通知 生産局長通知 水産庁長官通知

最終改正 令和 4 年 4 月 4 日 3 新食第 1992 号 3 農産第 3518 号 3 畜産第 2024 号 3 水推第 1498 号

第1 目的

本事業の実施については、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱(令和4年4月1日付け3新食第1991 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。)に定める もののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 交付等要綱別表1の事業実施主体の欄の1の大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、2の水産庁長官、3の農産局長及び4の畜産局長が別に 定める者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3の1の事業

民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団 法人、特定非営利活動法人、企業組合、国立大学法人、公立大学法人、 学校法人、独立行政法人及び法人格を有さない団体で事業採択者(交付 等要綱別表1の事業採択者をいう。以下同じ。)が特に必要と認める団 体(以下「特認団体」という。)

(2) 第3の2の事業

民間団体等(民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等)及び複数の民間団体等が本事業のために組織した任意団体(民法上の組合に該当するもの。この場合、本事業を実施すること等について、構成する全ての団体の同意を得た契約書若しくは構成する全ての団体が交わした協定書、又は構成する全ての団体間での契約締結書等を予め作成し、当該団体を代表する機関を定めたものに限る。)

(3) 第3の3の事業

農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。)、農業協同組合、農業協同組合連合会、民間企業、公益社団法人(定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけているものに限る。以下同じ。)、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、事業協同組合、事業協同組合連合会、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、協議会(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有しているものに限る。)、特認団体

- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2)代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画(交付等要綱第4第1項の 事業実施計画をいう。以下同じ。)を提出する際、別記様式を併せて事業 採択者に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び交付等要綱別表2の事業の経費のうち補助対象となる 経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- 1 食品産業プラスチック資源循環対策事業
- (1)食品容器包装のプラスチック削減対策促進事業

プラスチック製の食品容器包装の環境配慮設計による減量化、代替素材への置き換えについて、取組事例を調査分析し、業界団体等における設計ガイドライン等の作成のための手引きを作成する。

(補助対象経費)

諸謝金、人件費、賃金、旅費、印刷製本費、消耗品費、会場借料、通信 運搬費、報告書作成費等

(2) 飲料用PETボトル資源循環モデル構築事業

令和3年度までに実施した、既存リサイクルボックスと新形状リサイクルボックスについて、それぞれの設置・利用状況、使用済みPETボトルの散乱状況の調査結果を比較し、新たな回収リサイクルモデルの効果の評価・検証結果について総合的に検証し、その効果を報告書として取りまとめ、都道府県、市町村等へ配布し周知するとともに、一般消費者等に対し、シンポジウム等を開催し周知を行う。なお、取りまとめに当たり、首都圏、中核都市及び地方都市以外の地域において、追加で調査を行うものとす

る。

(補助対象経費)

諸謝金、人件費、賃金、旅費、印刷製本費、消耗品費、会場借料、通信 運搬費、報告書作成費等

2 漁業における海洋プラスチック問題対策事業

漁業系海洋プラスチックごみ削減対策

漁業・養殖用プラスチック資材の使用量削減方策、漁業系廃棄物計画的処理推進指針を踏まえた廃棄物の適正処理及び削減方策の検討・普及、生分解性プラスチック製漁具の開発等を行う。また、既存の技術及び新たな成果を用いた漁業系プラスチックごみ削減方策や適正処理の推進方策について、漁業関係者も含めた地域での意見交換や、漁業関係者への普及を行う。

(補助対象経費)

人件費、賃金、謝金、旅費、会場借料、印刷製本費、通信運搬費、開発 費及び消耗品費等

- 3 農畜産業プラスチック対策強化事業
- (1) 施設園芸における廃プラスチック対策推進事業

施設園芸を中心とした廃プラスチック対策を推進するため、農業者や リサイクル業者、行政等が連携して以下の取組を行う。

ア 検討委員会の開催

廃プラスチックの排出抑制及び循環利用に資する新たな技術や手法の実証(他産業により実用化に至っているが農業分野での転用が進んでいない技術を含む。以下同じ。)の方向性を定め、成果を検証し、取りまとめる。

(補助対象経費(掛かり増し経費のみ))

謝金、旅費、人件費、賃金、会場借料、印刷製本費、通信運搬費及び 消耗品費等

イ 新技術等の導入実証

廃プラスチックの排出抑制及び循環利用に資する新たな技術や手法 の実証(実証的導入を含む。)を行う。

(補助対象経費)

機材・資材購入費(改良に要するものを含む。)、実証試験費、委託費、旅費、人件費、印刷製本費、通信運搬費、役務費及び消耗品費等

(2) 畜産廃プラスチック削減対策推進事業

畜産現場におけるサイレージ用ラップフィルムの過剰包装抑制のための適切な使用方法に係る実証を行い、廃プラスチック対策の推進に向けた基礎を構築する。

ア 推進事業費

廃プラスチック削減対策を推進するために協議会を設置して、取組 全体の管理運営を行い、現地実証地区の選定、実証方法の検討等を行 う。

サイレージ用ラップフィルムの適正使用方法を周知するため、実証結果をとりまとめたパンフレットの作成及びサイレージ用ラップフィルムの全国使用量の算出を行う。

(補助対象経費)

委員謝金・旅費、データ集計・検証・資料作成等推進事業費、事務局 旅費、会場借料、資料印刷費、パンフレット印刷費、通信運搬費、消耗 品費、開催実施手当及び調査とりまとめ賃金等

イ 実証事業費

破損等の心配から過剰包装となりやすいサイレージ用ラップフィルムの適正使用のための現地実証を行う。

(補助対象経費)

飼料品質分析費及びロール購入費等

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度から令和4年度までとする。

第5 採択基準

交付等要綱第4第2項の大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)、農産局長、畜産局長及び水産庁長官が別に定める採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- 1 第3の1の(1)の事業
- (1)食品容器包装における環境配慮の取組に関する十分な専門的知見を有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため、適切なものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 2 第3の1の(2)の事業
- (1) 使用済み飲料用 P E T ボトルの回収リサイクルに関する十分な専門的 知見を有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため、適切なものであること。
- (3) 事業実施主体が、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- 3 第3の2の事業

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2)本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書・収支決算書等(これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの)を備えているものであること。
- (3)日本国内に所在し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に 関し、責任を持つことができる団体であること。
- (4) 本事業により得られた成果について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合は その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、 その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 4 第3の3の(1)の事業
- (1) 施設園芸を中心とした廃プラスチックの処理に関する十分な専門的知 見を有していること。
- (2) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (3) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有して いること。
- 5 第3の3の(2)の事業
- (1)全国的な観点から本事業の目的を達成するための現地実証や検討会等の実施が可能な民間団体であること。
- (2) 自給飼料施策に精通しており、自給飼料の生産、調製、給与等について必要な知識及び専門技術について豊富な知見を有していること。
- (3) 本事業に係る会計処理等について、適切な事務能力を有すること。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 (第2関係)

番号年月

(事業採択者) 殿

所在地団体名代表者氏名

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業 特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度(月~月)
- 6 構成員

名称	所	在	代表	大企業·	従 業	資 本	年間販売	主要事	備
	地		者	中小企	員数	金	額	業	考
			氏名	業の別					

- 7 設立目的
- 8 事業の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程(又はこれに準ずるもの)及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類(設立総会資料、設立総会議事録等)
- (3) その他参考資料